

地域維持業務委託事務処理要綱（試行）

平成26年6月1日 制定
平成27年4月1日一部改正
平成28年6月1日一部改正
平成29年10月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者に発注する公共土木施設の維持管理，保守又は点検業務）を委託する場合の事務処理のうち，入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の事務に関し，広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか，必要な事項について，その標準を定めるものとする。

2 対象業務

対象業務は，次のとおりとする。ただし，知事が特に必要と認めた場合は，(1)の業務であっても，一般競争入札によらないことができるものとする。

- (1) 請負対象設計金額が1,000万円以上の植栽管理業務
- (2) 請負対象設計金額が1,000万円未満の植栽管理業務のうち知事が事後審査型一般競争入札に付すことが適当であると認めた業務

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として，次の事項を定めるものとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当する者でないこと。
 - イ 当該業務を行うために必要な業種について，建設工事執行規則第6条本文の資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。
 - ウ 当該業務の公告日から開札日までの間のいずれの日においても，広島県の指名除外，県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限若しくは地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，知事が別に定める手続きに基づいて

イの資格の再認定を受けていること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいてイの資格の再認定を受けていること。

(2) 業務の種類又は性質等によっては、(1)に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 当該業務の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定の地域内に有すること。

イ 当該業務と同種の業務の履行実績を有すること。

ウ 当該業務に必要な配置技術者の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置できること。

エ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

オ その他必要と認める事項

4 入札参加資格要件の決定等

地方機関の長は、当該業務の入札参加資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第1号）を添えて、当該業務を発注する地方機関の指名業者等選考委員会（以下「地方機関選考委員会」という。）に諮りその意見に基づいて契約担当職員（規則第2条第1項の契約担当職員をいう。）が決定する。

5 公告

(1) 公告文の記載事項

契約担当職員は別に定める公告文例を参考に規則第17条第1号から第6号までのほか、次の事項を記載する。

ア 落札者の決定方法

イ 入札に参加する方法

ウ ア、イのほか、契約担当職員が必要と認める事項

(2) 公告の方法

公告は、県のホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への掲示等）により行う。また、必要がある場合は、その概要を新聞等にも掲載する。

6 予定価格の事後公表

当該業務の予定価格は、契約締結後に公表するものとする。

7 設計図書の閲覧

(1) 当該業務を発注する地方機関において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供す

る。

- (2) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 電子入札システムの使用

事後審査型一般競争入札は、原則として、広島県電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システム（県の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。以下同じ。）を使用して行うものとする（電子入札の対象とする。）。ただし、発注機関の長が特に必要と認めた場合は、書面入札（電子入札システムを使用しないで入札から落札者決定までの手続きを行う入札等をいう。）によることができる。

9 業務費内訳書の提出

- (1) 当該業務の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該業務に係る業務費内訳書を発注機関の長に提出しなければならない。
- (2) 業務費内訳書については、広島県植栽管理業務費内訳書取扱要領に基づき、取り扱うこととする。
- (3) (1)(2)の趣旨は、5の公告に記載して入札参加者へ周知する。

10 入札及び開札の手続き

- (1) 提出された入札書又は業務費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (2) 契約担当職員は、広島県電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札が書面入札である場合は、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 契約担当職員は、開札の結果、第一落札候補者（低入札価格調査制度対象業務（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定する業務をいう。以下同じ。））にあっては、予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて一人の第

一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、(2)の当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 契約担当職員は、(2)及び(3)の手続き終了後、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。その際、契約担当職員は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。ただし、当該業務が低入札価格調査制度対象業務である場合において、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、「資格要件の確認と併せて低入札価格調査を行った上で、後日落札者を決定する。」旨の宣言を行うものとする。

11 再度入札の取扱い

再度入札は行わない。

12 資格要件確認書類の提出

- (1) 10の開札手続終了後、契約担当職員は、資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第5号）により、第一落札候補者に対し、公告に定める資格要件を満たすものであるか確認するための書類（以下「資格要件確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

資格要件確認書類の提出期限は発注機関の長が定めるものとし、提出書類は次のとおりとする。

ア 資格要件確認書類提出書（別記様式第3号）

イ 技術者の資格調書（別記様式第4号）

ウ その他の資格要件の確認に必要な書類

- (2) 契約担当職員は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

- (3) (1)又は(2)により契約担当職員から資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外を措置することがある。

ア 契約担当職員が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

- (4) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- (5) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(6) (1)から(5)までの趣旨は、5の公告中に表示する。

13 技術者の資格調書に記載する配置予定技術者の取扱い

(1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。

また、技術者の資格調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

(2) 履行期間の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合には、指名除外を措置することがある。

(3) 技術者の資格調書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。

(4) 落札後、業務の履行に当たって、技術者の資格調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

14 落札者の決定方法

(1) 契約担当職員は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該業務の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（12(3)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、以下、資格要件を満たしている旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から11の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって（当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

(2) (1)の資格要件を満たしている旨の決定は、地方機関選考委員会の長の承認を得た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとし、(1)の資格要件を満たしていない旨の決定は、地方機関選考委員会の議を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。

(3) 9の業務費内訳書を失格とする場合の決定は、(2)の資格要件の無効に関する決定と同様に行うものとする。

(4) (1)及び(2)の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定した上で、契約担当職員は、落札者決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を当該業務の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

(5) 地域維持業務に係る低入札価格調査制度対象業務において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、(1)の規定による審査に加えて地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱による調査を行った上で落札者を決定するものとする。

15 当該業務の資格要件を満たさない者の取扱い

- (1) 14(1)及び14(2)の規定により資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、契約担当職員が入札の無効を決定した上で、その旨及びその理由を入札参加資格不適合通知書（別記様式第7号）により当該入札参加者に通知するものとする。
- (2) (1)の規定により入札が無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること（以下「不適合理由説明請求」という。）ができる。
- (3) 不適合理由説明請求を行おうとする者は、(1)の通知を行った日から起算して3日以内に、不適合理由説明請求書（別記様式第8号）を契約担当職員に提出しなければならない。
- (4) 契約担当職員は、不適合理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適合理由説明書（別記様式第9号）により回答するものとする。

16 入札結果等の公表

入札及び契約に関する情報は、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（平成19年1月1日施行）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

17 その他

- (1) 知事が特に必要と認めた場合は、この要綱の定めによらないことができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成28年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成29年10月1日から施行する。